

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 254 回

今年も残り 4 ヶ月となりました。ほんとうに時のたつのは早いものですね。そしてまた時の流れも大変早く、激しく動いております。

10 月以降のアメリカ、中国、韓国、そして日本の政局と経済の変化には十分注意が必要です。もちろん消費税率UPの影響（いろいろな影響がもう今年から始まってくる）にも心配が必要ですね。そしてこういう環境の中で、勝ち抜いていくためには何よりも強い意志が必要ですね、どんな苦境に立たされても粘り強く打開していくような強い意志が・・・

ところで、今どきバカ売れしている会社の販促方針はどんなものか、おもしろいことを言っている人がいます。

「そもそも、あなたがまだ売れる商品は何だろう？と必死に探していたとしたら、これからの時代、あなたの商売が繁盛したり、成功したりする確率は限りなくゼロに近い。今の時代、売れる商品なんていうのは存在しないと思った方がいい・・・

しかしそんな時代でも繁盛している会社や店はたくさんある。その売れる秘訣はなんだろう。

それは「売れる売り方」にある！！

代表的な売れる売り方は

- ① 価値を伝える、良さを伝える
- ② だれのために、どんな商品を売るのか、具体的に想定する（ターゲットをしぼる）
- ③ お客様との関係性を構築する（重要です）

何でも工夫ですね。参考にしてください。

前田の《今人生を語る》第 159 回



中国や、韓国や、ロシアの日本に対する戦略は、日本の弱点を的確に攻め、そして無理難題を吹っかけ、金を出させる、あるいは自分の政治の道具とする、大変高度の戦略です。

日本ももう少し敵の弱点や泣き所を見つけ、食らいついていかなければ決して勝機をつかむことはできません。そういう柔軟性やバランス感覚を持つリーダーがまさにこれからの日本にとって必要です。

さあ政局もこれから激しく動いてきます。しっかり監視して行きましょう。

日本の未来のために！！

7 月から再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されることに伴い、平成 24 年 5 月 29 日から、グリーン投資減税の対象設備（太陽光・風力発電設備）の定義が変わります。

太陽光・風力発電設備について、所定の要件を満たせば、取得価額を初年度に即時償却できるようになります。

適用対象となる認定発電設備の範囲（うち財務大臣が指定するもの）

- ① 太陽光を電気に変換する認定発電設備(注)でその出力が 10kw 以上であるもの。
- ② 風力を電気に変換する認定発電設備(注)でその出力が 1 万 kw 以上であるもの。

(注) 認定発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 3 条第 2 項に規定する認定発電設備をいいます。

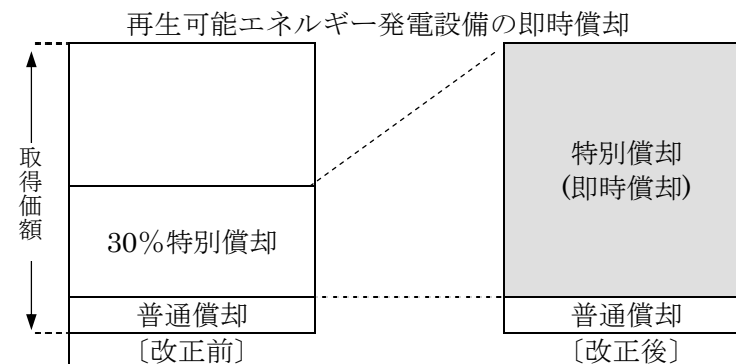
税制優遇の内容

- ① 青色申告をしている中小企業者に限り、設備取得価額の 7%相当額の税額控除
- ② 青色申告をしている法人又は個人を対象に普通償却に加えて取得額の 30%相当額を限度として償却できる特別償却
- ③ 青色申告をしている法人又は個人を対象に、取得価額的全額を償却（100%償却、即時償却）できる特別償却

太陽光・風力発電設備については、中小企業者の方は①②③のどれかを選択、それ以外の方は②③のどちらかを選択してご利用いただけます。

平成 24 年 5 月 29 日から平成 25 年 3 月 31 日の間のみ、上記設備で、買取制度の認定を受けた、一定規模の設備に限り、即時償却が可能となります。

固定価格買取制度の申請・認定やその他選択事項、適用要件がありますので実際適用の際は慎重にご判断ください。



税制改正？

今、もし相続が発生したらどうなるのだろう・・・

揉めないだろうか・・・ いくらくらいかかるのだろう・・・

我家は相続なんて関係ないと思ってみえる方々も、税制改正によって相続税の対象になってくるケースがかなり出てくるものと思われしますので、少しでも不安に感じているようでしたらお気軽にご相談ください。

